

離職票交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の 電子申請にかかる取扱いの概要

離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請については、平成 23 年 11 月 28 日から申請が可能になりました。

1. 離職証明書の様式における離職者本人の署名の取扱いについて

離職者本人が離職証明書の内容について確認したことを証明することができるもの「離職証明書の記載内容に関する確認書」を離職証明書の提出の際に PDF ファイル等で添付することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることが可能です。

なお、離職者からの署名を求めることができない場合であって、社会保険労務士が電子申請を行う場合は、「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について（事業主の疎明書）又は（社会保険労務士の疎明書）」のいずれかに必要事項を記載のうえ、PDF ファイル等で添付することで足りります。

ただし、離職者本人が離職証明書の記載内容を確認することは、離職者の受給権を保護する観点から極めて重要な取扱いですので、疎明書の添付をもって安易に離職者の確認を得ずに届出を行うことの無いようご注意ください。

※ 事業主の電子署名については、「提出代行に関する証明書（継続委託用）」を離職証明書の提出と併せて送信することで省略可能です。既に事業主から「提出代行に関する証明書（継続委託用）」を受領している場合は、引き続き利用することができます。

2. 社会保険労務士に係る電子申請利用の際の確認書類の照合省略について

離職票交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請が可能となることなどから、申出書の表記が一部変更になりました。今後、当該申出書を提出する場合は、「電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出書」をご利用ください。なお、旧様式で申出書を提出し、既に照合省略が認められている場合には、変更後の様式による再提出の必要はありません。

3. 雇用保険関係手続きに係る返戻書類の電子公文書による返戻対象の拡大について

離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請が可能となることに伴い、「雇用保険被保険者資格喪失届」と「雇用保険被保険者離職証明書（安定所提

出用)」を併せてハローワークに提出した場合の返戻書類である「離職票－1」、「資格喪失確認通知書（被保険者用）」、「資格喪失確認通知書（事業主通知用）」、「離職票－2」及び「離職証明書（事業主控）」については、電子公文書で通知されます。

併せて、これまで郵送等により通知されていた雇用保険関係手続きに係る他の返戻書類についても、平成23年11月28日より電子公文書で返戻されます。